

事業系ごみの適正な処理

～ 分別と適正な処理について ～



「可燃ごみ」は令和3年4月から、
大分市の清掃施設で処理します。

これまで

可燃ごみ

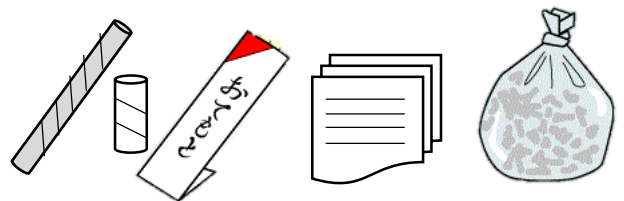


令和3年4月から

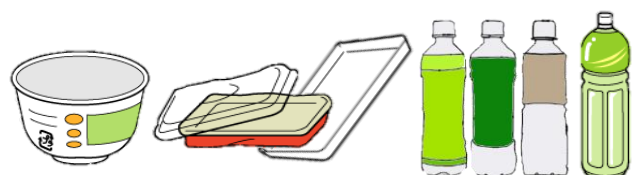
可燃ごみ



資源ごみ（紙類）



資源ごみ（PET・プラ）



可燃ごみの分別方法が変わります。

詳しくは、4ページから5ページをご覧ください。



1. 事業者の責務

『廃棄物の処理及び清掃に関する法律』で、事業者には次の責務があるとされています。

- 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。【法第三条第一項】
- 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物の再生利用等を行うことによりその減量に努めるとともに、物の製造、加工、販売等に際して、その製品、容器等が廃棄物となった場合における処理の困難性についてあらかじめ自ら評価し、適正な処理が困難にならないような製品、容器等の開発を行うこと、その製品、容器等に係る廃棄物の適正な処理の方法についての情報を提供すること等により、その製品、容器等が廃棄物となった場合においてその適正な処理が困難になることのないようにしなければならない。【法第三条第二項】
- 事業者は、前二項に定めるもののほか、廃棄物の減量その他その適正な処理の確保等に関し国及び地方公共団体の施策に協力しなければならない。【法第三条第三項】

(1) 自己処理責任

事業系活動に伴って生じたごみは、自らの責任で適正に処理すること

(2) 市政策への協力

ごみの減量、適正処理について、国や市の施策に協力すること

(3) 3Rの推進

ごみの発生抑制、再利用、再生利用を促進することにより廃棄物の減量を図ること

責 任

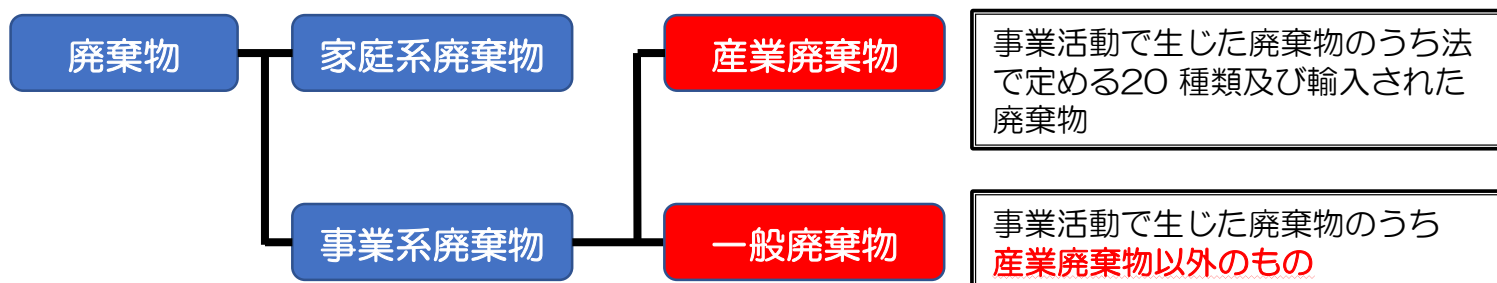
※ 適正に処理するとは、**法に定める処理基準に従って自己処理**することや**委託基準に従って委託処理**することを指します。

※ 委託処理する場合、**排出事業者は委託先が適切な許可を持つ者であること、適正に処理がされるかを確認して契約**しなければなりません。



2. 廃棄物の区分

「廃棄物」とは、占有者が自ら利用したり、他人に有償で売却したりすることができないために不要となった固形又は液状のものをいいます。



※ 上記に加えて産業廃棄物と一般廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性、その他人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれのある性状を有するものをそれぞれ「特別管理産業廃棄物」、「特別管理一般廃棄物」と指定されます。

3. 産業廃棄物の種類

産業廃棄物は、廃棄物処理法で下記の20種類と定められています。

産業廃棄物は、ドリームフューエルセンターへの持ち込み、市での処理はできません。

区分	種類	具体例
あらゆる事業活動に伴うもの	①燃えがら	石炭がら、焼却炉の残灰、炉清掃残さ物、その他焼却残さ
	②汚泥	排水処理後及び各種製造業生産工程で排出された泥状のもの、活性汚泥法による余剰汚泥、ビルピット汚泥、カーバイトかす、ベンナイト汚泥、洗車場汚泥、建設汚泥、メッキ汚泥、生コン残さなど
	③廃油	鉱物性油、動植物性油、潤滑油、絶縁油、洗浄油、切削油、溶剤、固形石鹸、タールピッチなど
	④廃酸	写真定着廃液、廃硫酸、廃塩酸、廃鉛バッテリー液、各種の有機廃酸類など、すべての酸性廃液
	⑤廃アルカリ	写真現像廃液、廃ソーダ液、金属せっけん廃液、自動車不凍液など、すべてのアルカリ性廃液
	⑥廃プラスチック	合成樹脂くず、合成繊維くず、合成ゴムくず（廃タイヤを含む。）、発泡スチロールくずなど、固形状・液状のすべての合成高分子系化合物
	⑦ゴムくず	生ゴム、天然ゴムくず
	⑧金属くず	ハンダかす、鉄鋼、非鉄金属の破片、研磨くず、空缶、鉄くず、切削くずなど
	⑨ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	空きビン、ガラスくず（板ガラス等）、製品の製造工程等で生ずるコンクリートくず、インターロッキングブロックくず、耐火レンガくず、廃瓦、廃石膏ボード、セメントくず、モルタルくず、サイディング板、スレートくず、ALC板、タイル・陶磁器くずなど
	⑩鉱さい	高炉・平炉・電気炉等溶解炉かす、鋳物廃砂、ボタ、不良石炭、粉炭かすなど
	⑪がれき類	モルタル片、工作物の新築・改築又は除去に伴って生ずるコンクリートの破片、アスファルト破片、その他これに類する不要物
	⑫ばいじん	大気汚染防止法に定めるばい煙発生施設又は産業廃棄物の焼却施設において発生するばいじんであって、集じん施設によって集められたもの（電気集じん器捕集ダスト）
特定の事業活動に伴うもの	⑬紙くず	建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る）、パルプ製造業、紙製造業、紙加工品製造業、新聞業、出版業、製本業・印刷物加工業から生ずる紙くず
	⑭木くず	建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る）、木材又は木製品製造業、家具製造業、パルプ製造業、輸入木材卸売業物品質貸業（リース後の木製家具・器具類）から生ずる木材片、おがくず、バーク類など 貨物の物流のために使用した木製パレット（パレットへの貨物の積付けのために使用した梱包用の木材を含む。）
	⑮繊維くず（天然繊維くずのみ）	建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る）、繊維工業（衣服、その他の繊維製品製造業を除く）から生ずる木綿くず、羊毛くずなどの天然繊維くず
	⑯動植物性残さ	食料品製造業、医薬品製造業、香料製造業から生ずるあめかす、のりかす、醸造かす、発酵かす、魚・獣のあらなどの固形状の不要物
	⑰動物系固形不要物	と畜場でとさつ又は解体した獣畜及び食鳥処理場で処理した食鳥に係る固形状の不要物
	⑱動物のふん尿	畜産農業から排出される牛・馬・豚・めん羊・山羊・にわとりなどのふん尿
	⑲動物の死体	畜産農業から排出される牛・馬・豚・めん羊・山羊・にわとりなどの死体
⑳政令第13号廃棄物	以上の①から⑲の産業廃棄物を処分するために処理したもので、上記の産業廃棄物に該当しないもの	
㉑輸入された廃棄物	①から㉑の廃棄物 ただし、船舶、航空機の乗組員等の生活ごみ、し尿等及び入国者が携帯した生活ごみを除く	

◎ 上記の事業活動における「業」については日本標準産業分類による。

◎ 特定の事業活動に伴う産業廃棄物は、特定業種に限定されます。特定業種以外の業種から排出されるものについては、一般廃棄物になります。

4. 産業廃棄物処理状況の管理

排出事業者が収集運搬または処分を他人に委託する場合は、引き渡した産業廃棄物の処理状況を、マニフェスト（産業廃棄物管理票）を利用して管理しなければなりません。

※マニフェスト（産業廃棄物管理票）：産業廃棄物の処理を委託する者が交付する伝票。処理の流れが把握・管理できる。

- 排出事業者は、マニフェストを産業廃棄物の引渡しと同時に交付して、廃棄物を厳正に管理のうえ、マニフェストを5年間保存しなければなりません。（法第12条の3）



注意！！排出事業者の責務を十分果たしていない場合は、不適正処理の責任を問われることがあります！

- 委託基準又はマニフェストに関する規定に違反した場合、罰則が科せられるとともに、運搬や処分の受託者が不法投棄等の不適正処理を行った場合は、排出事業者も措置命令の対象になります。
- 委託契約やマニフェストの交付等が適正であっても、適正な処理料金を負担していないときや、不法投棄や保管上限を超える過剰な保管を知りつつ委託したときなどには、排出事業者が措置命令の対象になることがあります。

委託基準違反、マニフェスト交付義務違反等

- 許可を受けていない業者に産業廃棄物の処理を委託した
- 処理業者と口頭で委託契約した
- 委託契約書に記載すべき事項が不十分なまま契約締結した
- マニフェストの適切な交付、保存をしていなかったなど

懲役または罰金刑

委託先の処理業者が不法投棄等の不適正処理を行った場合

注意義務違反

- 著しく安い処理料金で委託した
- 委託した業者が不法投棄をしているとの情報を得たが、処理委託を続けた
- 処理施設の現地確認を行った際、保管上限を超える過剰な保管を確認したが、処理を委託した

措置命令

委託した排出事業者の責任として。自治体からの措置命令（撤去費用の負担など）が出されることがあります。

排出事業者

5. 事業系一般廃棄物とは

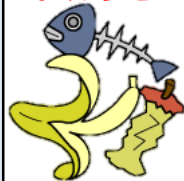
事業活動に伴って生じたごみのうち、「産業廃棄物」に該当しないごみを「事業系一般廃棄物」といいます。

◆事業系一般廃棄物の例

可燃ごみ（燃えるごみ）

□ 厨芥類（生ごみ）

水切りをしましょう！



調理くず、残飯、お茶がら、コーヒーかすなど

食品製造業、医薬品製造業、香料製造業において原料として使用した厨芥類は、産業廃棄物に該当します。

□ リサイクルできない紙類



紙おむつ（汚物はトイレに流してください。）

「使用済みの汚れた紙」「臭いや汚れが落ちない紙」などの紙類（油のついた紙、中身を取り除くことができない紙など）

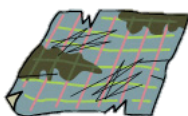


例えば、食品、生花等の売れ残りは、

- ・中身（事業系一般廃棄物）
- ・プラスチック製容器包装（産業廃棄物）を分けて排出してください。

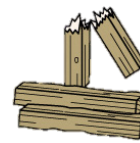
不燃ごみ（燃えないごみ）

□ 汚れた布類（天然繊維に限る）



合成繊維、高分子類などの布類は、産業廃棄物に該当します。

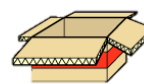
□ 木類



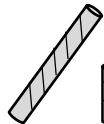
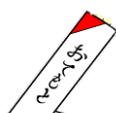
建設業、木材製造業、木製品製造業等から排出される木くずおよび貨物流通用の木製パレットなどは、産業廃棄物に該当します。

資源ごみ（紙類）

□ 新聞紙、チラシ雑誌・本、段ボール



□ 雑がみ



（菓子箱、ティッシュ箱、事務用紙、包装紙、ラップ・トイレットペーパーの芯など）

□ シュレッダーくず



従業員が飲食した弁当容器やペットボトルなどに限ります

プラスチック製容器包装類



左の**プラマーク**の表示があるものが**対象**です。

プラスチック製容器包装類とは、商品が入っているもの（容器）や、包んでいるもので、中身を取り出したり使った後に不要となるプラスチック類のことです。

※プラマークはラベルやパッケージにまとめて表示されている場合があります。

□ 袋類・包装類



お菓子、麺類、パン、インスタント食品等が入っていたプラスチック製の袋容器、レジ袋、たばこのフィルムなど

□ パック・トレイ類



弁当・総菜等が入っていたプラスチック製のパック・トレイなど

□ カップ・ボトル類

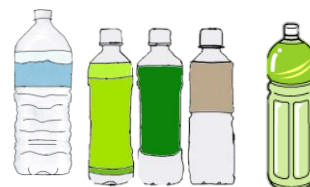


カップ麺、プリン、ヨーグルト、ゼリー、乳酸菌飲料等が入っていたプラスチック製のカップ容器、ボトル容器など

ペットボトル



左の**ペットボトルマーク**の表示があるものが**対象**です。
飲食用のものに限ります。



出し方

★きれいにする（洗う、ふき取る）

- 容器内の**中身**、**残留物は取り除く**
- 汚れを水ですすぐ、ふき取るなどして、**きれいな状態**にした後に、**乾かす**
- つぶれるものは、つぶす

①水ですすぐ（拭き取り）きれいにしてください。



②乾かしてください。



③つぶせるものは、つぶしてください。



「中身が残ったまま」や「水分が残る」と、虫がついたり、カビが生えたりします。

※資源ごみ（プラスチック・ペットボトル）は、セメント工場で破砕処理されたのちに、セメント焼成の原料・燃料として資源化处理します。

『事業所から出るプラスチックは産業廃棄物です！』

「プラスチック」は家庭から出れば一般廃棄物なので清掃施設で処理できます。事業所から出る場合は「産業廃棄物」ですので清掃施設には持ち込めません。業者に処理を委託している場合は、**生ごみなどの可燃ごみに混ぜないで下さい**。（誤って清掃施設に産業廃棄物を持ち込んだ許可業者は持ち帰りを命じられます。）



6. 一般廃棄物処理業許可業者（令和4年10月1日現在）

■一般廃棄物（ごみ）収集・運搬

（50音順）

名称	電話番号	所在地
（有）オアシス	☎ 82-8153	津久見市大字津久見1323番地
（株）大分クリーンサービス	☎ 62-9928	津久見市大字津久見8047番地の1
（有）協栄商事	☎ 82-4188	津久見市地蔵町6番17号
（株）田仲商店	☎ 82-5203	津久見市岩屋町10番1号
（有）ティーアイコーポレーション	☎ 82-0878	津久見市徳浦本町2番16号
（株）美幸環境	☎ 82-1270	津久見市大字上青江4133番地の2

■一般廃棄物（木くず等）中間処理業者

（50音順）

名称	電話番号	所在地
太平洋セメント（株）大分工場	☎ 82-3111	津久見市合ノ元町2番1号
龍南運送（株）	☎ 82-5281	津久見市大字下青江3891番地

■一般廃棄物（し尿）収集・運搬

（50音順）

名称	電話番号	所在地
（株）美幸環境	☎ 82-1270	津久見市大字上青江4133番地の2



事業所から排出されるごみは、
『事業者自らの責任において適正に処理しなければならない』
と法律で定められています。
正しく廃棄物を処理しましょう！

処理をする際は、市の処理施設に持ち込むか、市が許可した「一般廃棄物処理業者」に収集・運搬を委託してください。

少量であっても、家庭系ごみの集積所には出せません

※町内会や自治会等が設置する集積場所にも出せません。

事業系ごみを家庭系ごみ集積所に出すことはできません！

このような行為は、排出量に関係なく「不法投棄」とみなされます。

事業系ごみは適正に処理してください。

※罰則とは？

- ・ 5年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金、又はこれらが併科されます。
- ・ 法人が関わった場合には、会社にも3億円以下の罰金が科せられます。

廃棄物の不法投棄に対しては、産業廃棄物と一般廃棄物（一般の家庭生活に伴うごみなど）との違いによる区別はなく、法律（「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」）により、厳しい罰則が適用されます。

また、不法投棄に会社が関わった場合には、実行行為者が処罰されるのはもちろん、両罰規定により、会社にも、さらに高額な罰金が科せられることになっています。



■ 施設への持ち込み

ドリーム・フューエル・センター TEL 0972-82-1560

津久見市大字日見309番地の4

◎ 持ち込みができるごみ

可燃ごみ（燃えるごみ）

不燃ごみ（燃えないごみ）

資源ごみ

（プラスチック・ペットボトルなど）

◎ 受入時間

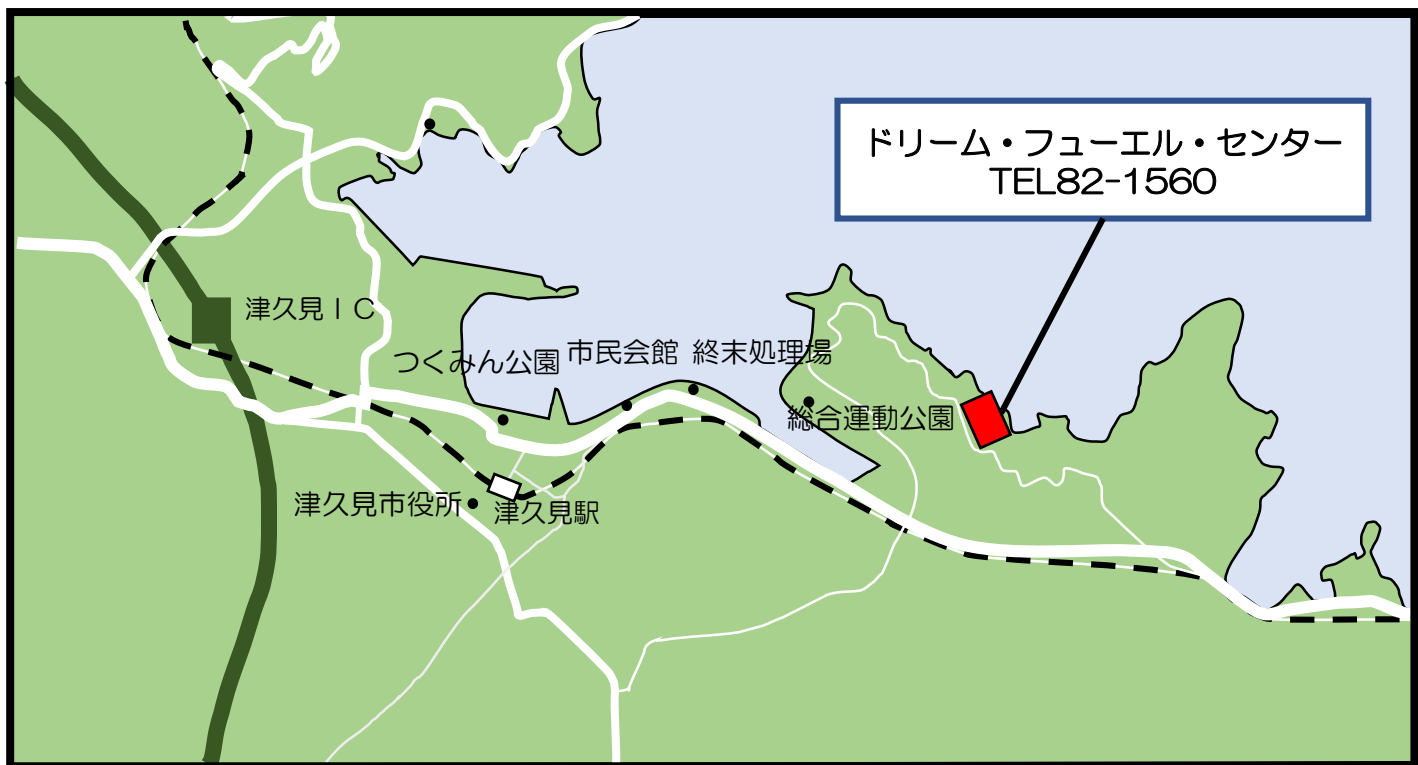
月曜日から金曜日（祝・祭日を除く）午前8時30分から午後4時00分まで

（年末年始は、「特別受入れ」となりますので、お問い合わせください。）

◎ 持ち込み処理料金

【事業系ごみ】

100kgまで、1,100円（超過する場合は、100kgごとに、220円を加算）



正しく**分別**し、**適正**に処理しましょう。
ごみは**資源**に変わるよ！

事業系ごみの適正な処理
～ 分別と適正な処理について ～

編集・発行 津久見市環境保全課 TEL 0972-82-9513
津久見市宮本町20番15号 FAX 0972-82-9520

出典：経済産業省ウェブサイト (<https://www.meti.go.jp/>)